

安保政策大転換

反事能力保有を明記

政府は十六日、外交・防衛政策の長期指針「国家安全保障戦略」ならびに安保関連法（三文書の改定を閣議決定した。歴代政権が戦後一貫して否定してきた反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有や、防衛関連の予算を二〇一七年度に対国内総生産（GDP）比2%へ倍増させる）などを記載。自民、公明両党は財源の一部に税金を充てた所得税などの増税方針を決めた。憲法に基づく専守防衛を形骸化させ、軍事大國化につながる安保政策の大転換となる。= 関連①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、論説⑩回

3 文書改定閣議決定

岸田文雄首相は記者会見で、ミサイル技術を急速に進化させる中国や北朝鮮を念頭に「現在の自衛隊の能力では」の國を守り抜くのに十分ではない。抑止力による反撃能力は不可欠になると強調。「憲法などの範囲内である」とは無いまでもない。専守防衛は堅持しない」とも述べた。

二三年の策定以来、初めて改定。無弾する前に迎撃するミサイル防衛(MD)システムだけでは「既存に対する応答」は難しくなりつた。「現状認識を示す」ため、自衛隊は「自衛隊は守りに徹する」相手への攻撃は米軍に譲る役割分担が変わる」と述べ、『「戦後の安保政策を実践面から大きく転換する』』と打ち出した。中国の

動きを「これまでにならない歴大の戦略的挑戦」と評価し、脅威のレベルを高めた。防衛計画の大綱を改称した「國家防衛戦略」などでは、敵基地攻撃について、他国を武力で守る擴張的自衛権としての行使も可能だとする見解を示した。

防衛費増額分の財源を巡り、与党がまとめた二三年度歳政制改正大綱は、法人税と所得税、たばこ税の税率を四年度以後、段階的に引き上げ、二七年度に年一兆円強を確保することを盛り込んだ。法人税は4~4.5%の新たな付加税を課す。所得税は税率を1%上乗せし、代わりに復興財政

に充てる復興所得税率を一
‰引き下げた上で課税期間
を延長。たゞ、税は一本當
たり三円の増税になる。実
施時期は今後検討するが、
國民の負担増は確実だ。
曾相は昨年十一月、二二
年中の二文書改定を表明。
今年に入つて政府の有識者

長射程ミサイル「トマホーク」など敵基地攻撃用に購入する兵器を列挙。二七年度の防衛費の総額を、一八一三年度の一六倍近い四十三兆円程度とした。防衛費に科学技術費と算など防衛力強化を補完する経費も加え、一七年度にGDPの2%相当の約十一兆円まで引き上げる方向

今年に入りて政府の有識者会議が設置され、与党協議も行われたが、いずれも非公開だった。国会審議でも政府は財源確保を含めて具体的に説明しなかった。

装備品輸出拡大へ舵

「殺傷力持つ武器」焦点に

政府は安全保障関連三文書で、防衛装備品の輸出を「重要な政策的手段」と位置付け、拡大を図るとの方針転換を掲げた。輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」も運用指針の見直しを検討するとの明記。ただ与党議院で示した殺傷力を持つ武器の輸出解禁案には公明党が慎重姿勢を示し、具体的な内情は続報機関と述べた。政府は来春にも決議を目指す。

装備品輸出について、「イノベーション」本部による「一方的な現状変更を抑止し、わが国にとって望ましい安保環境の創出」をねじり込み記述。優越を競うた軍への投

撥だとも効果と強調した。中東の戦争をめぐる東西アシア諸国や、ロシアによる侵攻が続いているウクライナへの輸出を強調した表現だ。

装備品輸出巡査今後の政府対応

前文に「外交・防衛上の重要な政策ツール」と输出禁止など三原則は維持

殺傷力を持つ武器の輸出解禁？ 公明党は慎重

武器に当たらない地雷処理や教育訓練のための装備品

三原則の見直し

防衛研究開発

活性化させる狙いもある。

明した。

公明は輸出規制緩和に反対し、現在は認めていない地雷処理の資材などを対象に

なって移転を進める」と表

公明も容認

活性化させる狙いもある。

明した。

公明は輸出規制緩和に反対し、現在は認めていない地雷処理の資材などを対象に

なって移転を進める」と表

公明も容認

向。統器や戦闘機といった殺傷力を持つ武器今まで広げるかどくが今後の焦点に

防衛産業成長を巡っては、国内対策も強化。自衛隊の装備調達時に過半数の利益の確保を認めるなどして魅力を高め、新規参入を促す。

技術力を「田舎」の柱に上げ、民間の先端技術を積極活用するための枠組みを構築。二〇二四年度以降に新たに研究機関を防衛

装備厅に配置するとして、科学の軍事利用に慣習な軍事法制に関する新たな名称変換へ、正式に名称変更し始めた。表現を弱めて批判を避ける狙いがあるともいわれるが、ネット上では「危険な感じ」を除去する印象操作だと指摘されている。

相手国が「サバイル契約」で「着手した」と判断した段階で攻撃するか否定していない。「反撃力」を「反撃能力」と読み替えて表現しているが、実際は相手國や国際社会から「先制攻撃」と受け取られかねない内容を含んでいる。

これまでに採用された「相手國が「着手した」と判断した段階で攻撃するか否定していない。「反撃力」を「反撃能力」と読み替えて表現しているが、実際は相手國や国際社会から「先制攻撃」と受け取られかねない内容を含んでいる。

相手國が「着手した」と判断した段階で攻撃するか否定していない。「反撃力」を「反撃能力」と読み替えて表現しているが、実際は相手國や国際社会から「先制攻撃」と受け取られかねない内容を含んでいる。

相手國が「着手した」と判断した段階で攻撃するか否定していない。「反撃力」を「反撃能力」と読み替えて表現しているが、実際は相手國や国際社会から「先制攻撃」と受け取られかねない内容を含んでいる。

改称印象操作と批判も

敵基地攻撃 過去の政権一貫して否定

政府は戦後一貫して憲法上基づく「本土防衛」を掲げ、日本固有のもの、相手國の領域を攻撃する「反撃力」は米国に委ね、敵基地攻撃をかねて反撃力を保有していかなければ、自衛法制による新たな名稱変換へ、正式に名称変更し始めた。表現を弱めて批判を避ける狙いがあるともいわれるが、ネット上では「危険な感じ」を除去する印象操作だと指摘されている。

相手國が「着手した」と判断した段階で攻撃するか否定していない。「反撃力」を「反撃能力」と読み替えて表現しているが、実際は相手國や国際社会から「先制攻撃」と受け取られかねない内容を含んでいる。

政府は十六日「国家安全保障法制定

した新たな安保関連三文書

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更の理由を与党幹

部は「先制攻撃の二重性」

として、相手國域内の基地

だけなく、指揮統制機能

は本紙の取材に「名称変更

は法理的に自衛の範囲に含

む」と語った。

政府は十六日「国家安全

保障法制定

で、既存規制よりも運用を使わ

れてきた「敵基地攻撃能

力を「反撃能力」として

表現してこないが、実際は

相手國や国際社会から「先

制攻撃」と受け取られかね

ない」と認められるべきだ。

名称変更

